

熊本大学課外活動等支援の指針

平成29年 3 月17日

学生委員会委員会委員長

本学は、課外活動や自主的な活動を通じて、学生生活への適応を促し、学生の社会性の涵養及び人格形成に資するため、次のとおり支援及び表彰等を行う。

1. 体育設備・施設の充実等

体育設備・施設の充実及び物品の貸与支援を行う。

2. 経済的支援

(1) 体育会及び文化部会のサークルとの懇談の場を設け、要望内容を確認して支援する。

(2) 全国大会又はそれに準ずる大会に出場するサークル等に対して、遠征費を支援する。

(3) 学生の自主性、創造性及び独創性を育み、社会で活躍できる能力を高めるため、学生独自の事業に対して支援する。

(4) 大学祭等の学生の自主的活動について、指導助言及び支援を行う。

3. ボランティア活動等

大学内外のボランティア活動及び社会貢献活動について情報提供を行い、活性化する。

4. 表彰

熊本大学学生表彰規則第2条第3号から第5号に規定する顕著な活躍をした学生に対し、表彰を行う。